

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和4年11月11日（金） 号外第71号
		毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（26）（人事企画課）・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 訓 令 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
（5）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ◇ 人委規則 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（17）（給与課）・・・・・・・・・・ 6

公布された規則のあらまし

◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

産業廃棄物処理施設の設置許可に係る審査を公正中立かつ厳正に行う体制を整備するため、県の行政組織を改める。

2 規則の概要

- (1) 総務部及び県土整備部共管の淀江産業廃棄物処理施設計画審査室を廃止し、産業廃棄物処理施設審査準備室を設置する。
- (2) 施行期日は、令和4年11月14日とする。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第26号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 45%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>総務部・ 県土整備 部</td> <td></td> <td style="text-decoration: underline;">産業廃棄 物処理施 設審査準 備室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～衛生環境研究所 略 循環型社会推進課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（<u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(<u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>の所掌事務)</p> <p>第14条の2 <u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p>	部局	部内局	課	課内室等	略				総務部・ 県土整備 部		産業廃棄 物処理施 設審査準 備室		<p>(課及び課内室等の設置)</p> <p>第6条 次の表の第1欄に掲げる部局及び第2欄に掲げる部内局に、同表の第3欄に掲げる課を置き、課に同表の第4欄に掲げる課内室等を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">部局</th> <th style="width: 15%;">部内局</th> <th style="width: 25%;">課</th> <th style="width: 45%;">課内室等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>総務部・ 県土整備 部</td> <td></td> <td style="text-decoration: underline;">淀江産業 廃棄物処 理施設計 画審査室</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(生活環境部各課の所掌事務)</p> <p>第10条 生活環境部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">環境立県推進課～衛生環境研究所 略 循環型社会推進課</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 廃棄物の処理及び清掃に関すること（<u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室</u>の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(3) 略</p> <p style="padding-left: 20px;">緑豊かな自然課～くらしの安心局水環境保全課 略</p> <p>(<u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室</u>の所掌事務)</p> <p>第14条の2 <u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室</u>の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第1項の規定により設置された附属機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。</p>	部局	部内局	課	課内室等	略				総務部・ 県土整備 部		淀江産業 廃棄物処 理施設計 画審査室	
部局	部内局	課	課内室等																						
略																									
総務部・ 県土整備 部		産業廃棄 物処理施 設審査準 備室																							
部局	部内局	課	課内室等																						
略																									
総務部・ 県土整備 部		淀江産業 廃棄物処 理施設計 画審査室																							

<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会</td> <td><u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	<u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>	略		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">附属機関</th> <th style="width: 50%;">庶務担当機関</th> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会</td> <td><u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">略</td> </tr> </table> <p>2 略</p>	附属機関	庶務担当機関	略		鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	<u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室</u>	略	
附属機関	庶務担当機関																
略																	
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	<u>産業廃棄物処理施設審査準備室</u>																
略																	
附属機関	庶務担当機関																
略																	
鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会	<u>淀江産業廃棄物処理施設計画審査室</u>																
略																	

附 則

この規則は、令和4年11月14日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第5号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
<u>産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 審 査 準 備 室</u>	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 審 査 の 業 務 に 従 事 す る 職 員	略			<u>淀 江 産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 計 画 審 査 室</u>	産 業 廃 棄 物 処 理 施 設 の 計 画 地 の 調 査 の 業 務 に 従 事 す る 職 員	略		
略					略				

附 則

この訓令は、令和4年11月14日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年11月11日

鳥取県人事委員会委員長 小 松 哲 也

鳥取県人事委員会規則第17号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
	知事の 事務部 局	本庁 略 課長（農業振興監 農業大学の課長 を除く。） サブチーム長 危機管理専門官 副本部長 名古屋代表部の部 長 職員人材開発セン ターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の 所長 山陰海岸ジオパー ク海と大地の自然 館の館長 くらしの安心局消 費生活センターの 所長 雇用人材局鳥取県 立ハローワークの 所長 農業振興監農業大学 校の校長 <u>産業廃棄物処理施設 審査準備室の室長</u>	3種		知事の 事務部 局	本庁 略 課長（農業振興監 農業大学の課長 を除く。） サブチーム長 危機管理専門官 副本部長 名古屋代表部の部 長 職員人材開発セン ターの所長 副局長 官房長 衛生環境研究所の 所長 山陰海岸ジオパー ク海と大地の自然 館の館長 くらしの安心局消 費生活センターの 所長 雇用人材局鳥取県 立ハローワークの 所長 農業振興監農業大学 校の校長 <u>淀江産業廃棄物処理 施設計画審査室の室 長</u>	3種
		室長（衛生環境研 究所及び <u>産業廃棄</u>	4種			室長（衛生環境研 究所及び <u>淀江産業</u>	4種

	<p>物処理施設審査準備室の室長を除く。)</p> <p>危機管理情報官</p> <p>観光誘客ディレクター</p> <p>副官房長</p> <p>衛生環境研究所の次長</p> <p>農業振興監農業大学の副校長</p> <p>農業振興監農業大学の課長（人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>総括検査専門員</p>		<p>廃棄物処理施設計画審査室の室長を除く。)</p> <p>危機管理情報官</p> <p>観光誘客ディレクター</p> <p>副官房長</p> <p>衛生環境研究所の次長</p> <p>農業振興監農業大学の副校長</p> <p>農業振興監農業大学の課長（人事委員会が承認したものに限る。)</p> <p>総括検査専門員</p>	
	略		略	
	略		略	

附 則

この規則は、令和4年11月14日から施行する。